

平成23年度 事業計画

平成16年のアスベスト含有建材等の製造・使用禁止に伴い当協会の役割を残存するアスベストの暴露から国民を守りすみやかな根絶へ協力し社会的責任を果たしていくことを基本としているが今年度にあっては更に東日本大震災に伴うがれきの処理におけるリスク回避にどう援助していくかが急務であると思量している。既に各省が作業員のためいろいろ指導やマスクなどの援助をしているが、環境省と厚労省中心に委員会を立ち上げて更なる対策を練ることになっているがそこへ委員を派遣し手伝うことになっている。各自治体より要請があれば 即対応すべきと考えている。

一般活動としては、公益法人の改革に関連して新社团法人への移行の準備すなわち定款改訂、新会計システムに則り事業ごとに費用を振分けることである。したがって、今年度の最大の課題は、当協会の将来の在り方の検討をすることにある。

震災以外にもアスベストによる被害の新規発生を根絶するためにも、アスベストの安全処理のための法整備、周知啓蒙、工事時の安全確保等はまだまだ続くし、無害化処理技術を含めた社会システムの開発も今後のテーマである。これらの動きに対して、実験によるデータの収集、知見と資料の提供、委員・講師の派遣等社会の要請には応じていかねばならない。

アスベスト診断士制度が発足して7年になるが、現在、社会が期待するアスベスト診断士の数が1000人程度で、今後、想定される200万棟ともいわれる既存建築物の調査に当たっては、絶対数が不足であり、これに対する措置を検討していかなければならない。と同時に、アスベスト診断士研修会の内容充実化、更に各地にできた調査・診断協会との連携により診断士のレベルとモラルアップに努めねばならない。

また、処理部事業では、引き続き、違法な工事を排除し、石綿則改正に準拠した適正な処理を第一線の現場員に指導・普及させることに重点をおき、環境安全衛生委員会と協力・補完し合って、社会貢献的視点からの活動内容の充実を図る必要がある。